

令和5年 第7回

戸田市教育委員会定例会

令和5年7月20日

戸田市教育委員会

第7回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料 1のとおり

4 議事

ページ

（1）専決処理事項の報告

報告第 6号 戸田市海外留学奨学資金等受給者選考委員会委員の委嘱について…………… 1

報告第 7号 戸田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について…………… 7

報告第 8号 戸田市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について…………… 10

報告第 9号 戸田市社会教育委員の委嘱について…………… 13

報告第10号 戸田市公民館運営審議会委員の委嘱について…………… 15

報告第11号 戸田市立図書館運営協議会委員の委嘱について…………… 17

（2）議案

議案第21号 令和5年度一般会計・特別会計（教育委員会関係）

9月補正予算（案）について…………… 24

議案第22号 戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を

改正する規則（案）について…………… 29

議案第23号 戸田市学校給食等費用助成金交付要綱（案）について…………… 33

5 その他

（1）次回の教育委員会の日程（案）

令和5年8月17日（木）午前9時30分～

（2）その他

6 閉 会

概要書

戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）及び戸田市学校給食等費用助成金交付要綱（案）について

1 改正・発足理由

令和5年10月から令和6年3月まで市内公立小・中学校に通う児童生徒の給食費を無償とするため、規則を整理する。また、その無償化に併せて食物アレルギーその他の理由により学校給食の提供を受けていない児童生徒の保護者や戸田市立以外の小学校、中学校又は特別支援学校に在籍している児童生徒の保護者に対し学校給食費相当額を助成するため、要綱を制定する。

2 改正内容（戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則）

附則第2項を次のように改める。

（令和5年度における給食費の減免の特例）

- 2 令和5年10月1日から令和6年3月31日までににおける第11条の適用については、同条第1項中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から数えて3人目の児童生徒（以下「第3子」という。）を養育する者について、次に掲げるところにより行うものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護その他公的扶助制度により学校給食費に相当する額の給付を受けている場合は、この限りでない。」とあるのは「児童生徒に係る給食費を対象とする。」とし、同項各号及び同条第2項を適用しないこととする。

附則に次の1項を加える。

- 3 前項の規定を適用する場合は、第11条第3項の申請及び承認並びに同条第4項の決定及び通知があったものとみなす。

3 発足内容（戸田市学校給食等費用助成金交付要綱）

- 第1条 目的について規定
- 第2条 定義について規定
- 第3条 助成対象者について規定
- 第4条 助成金の額及び支給方法について規定
- 第5条 助成金の申請について規定
- 第6条 助成金の交付決定について規定
- 第7条 助成金の交付について規定
- 第8条 助成金の調査について規定
- 第9条 変更の届出について規定
- 第10条 交付決定の取消しについて規定
- 第11条 助成金の返還について規定
- 第12条 その他について規定

施行日

規則 令和5年10月1日から施行する。

要綱 令和5年8月1日から施行する。

戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立学校給食センター条例施行規則(昭和45年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（令和5年度における給食費の減免の特例）

- 2 令和5年10月1日から令和6年3月31日までにおける第11条の適用については、同条第1項中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から数えて3人目の児童生徒（以下「第3子」という。）を養育する者について、次に掲げるところにより行うものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護その他公的扶助制度により学校給食費に相当する額の給付を受けている場合は、この限りでない。」とあるのは「児童生徒に係る給食費を対象とする。」とし、同項各号及び同条第2項を適用しないこととする。

附則に次の1項を加える。

- 3 前項の規定を適用する場合は、第11条第3項の申請及び承認並びに同条第4項の決定及び通知があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日前に実施した学校給食に係る改正前の戸田市立学校給食センター条例施行規則第11条に規定する減免については、なお従前の例による。

戸田市立学校給食センター条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(令和4年度における給食費の減免の特例)</u></p> <p>2 <u>令和5年1月1日から同年3月31日までににおける第11条の適用については、同条第1項中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から数えて3人目の児童生徒(以下「第3子」という。)」とあり、及び同条第2項中「第3子以降の児童生徒」とあるのは「児童生徒」とする。</u></p> <p>附 則 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(令和5年度における給食費の減免の特例)</u></p> <p>2 <u>令和5年10月1日から令和6年3月31日までににおける第11条の適用については、同条第1項中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から数えて3人目の児童生徒(以下「第3子」という。)を養育する者について、次に掲げるところにより行うものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護その他公的扶助制度により学校給食費に相当する額の給付を受けている場合は、この限りでない。」とあるのは「児童生徒に係る給食費を対象とする。」とし、同項各号及び同条第2項を適用しないこととする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定を適用する場合は、第11条第3項の申請及び承認並びに同条第4項の決定及び通知があったものとみなす。</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p>

改正前	改正後(案)
	<u>2 この規則の施行日前に実施した学校給食に係る改正前の戸田市立学校給食センター条例施行規則第11条に規定する減免については、なお従前の例による。</u>

議案第 23 号

戸田市学校給食等費用助成金交付要綱

令和 5 年 7 月 4 日市長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、保護者の経済的負担を軽減することにより教育の充実及び子育て支援を図るため、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間における保護者が負担する学校給食等に要する経費に対し、予算の範囲内で戸田市学校給食等費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することを目的とする。

2 助成金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成 21 年規則第 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食等 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）及びそれと同じ目的で児童生徒が摂る食事として市長が認めるものをいう。
- (2) 保護者 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定による本市の住民基本台帳に記録されている児童生徒と居住し、養育しているものをいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護その他公的扶助制度又は他の地方公共団体において、学校給食等費用に相当する額の給付を受けている場合は、この限りでない。

- (1) 戸田市立の小学校及び中学校に在籍し、食物アレルギーその他の理由により学校給食の提供を受けていない児童生徒の保護者
- (2) 戸田市立以外の小学校、中学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に在籍している児童生徒の保護者
- (3) その他市長が特に交付することが適当と認める者

(助成金の額及び支給方法)

第4条 助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 児童 月額4,000円

(2) 生徒 月額4,600円

2 令和5年10月1日時点で助成対象者である者には、令和5年10月から令和6年3月まで（以下「助成対象期間」という。）の月数に前項に規定する月額を乗じて得た額を支給するものとする。

3 令和5年10月2日以降に助成対象者となった者には、当該日の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、当該日の属する月）から令和6年3月までの月数に第1項に規定する月額を乗じて得た額を支給するものとする。

4 助成対象月数に変更が生じた場合の第2項及び第3項の規定の適用については、「令和6年3月」とあるのは「助成対象の最終月」と読み替えるものとする。

（助成金の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戸田市学校給食等費用助成金申請書兼請求書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和5年8月1日から同年9月30日までに行うものとする。ただし、前条第3項の助成対象者及び市長が認める者についてはこの限りではない。

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、適否を審査の上、助成金交付の可否を決定し、戸田市学校給食等費用助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定をしたときは、当該交付決定者に対して助成金を交付するものとする。

（助成金の調査）

第8条 市長は、助成金の交付に関し必要と認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（変更の届出）

第9条 申請者は、助成対象期間中に助成対象者の要件に該当しなくなったと

きは、戸田市学校給食等費用助成金変更届（第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、第6条の規定により助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条の届出等により助成対象者の要件に該当しなくなったことが判明したとき。

（助成金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前条第2号に係る前項の返還を命ずる場合において、規則第22条の規定については、適用しないものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効日以前の期間に係る助成金については、この要綱は、失効日後も、なおその効力を有する。

第1号様式(第5条関係)

戸田市学校給食等費用助成金申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)
戸田市長

申請者 住所
(保護者等) 氏名 印
児童等との続柄：
電話番号

戸田市学校給食等費用助成金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請(請求)します。また、下記同意事項に同意します。

対象児童又は生徒	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	学校名		学年	年
学校給食の有無	有・無	(無の場合) 昼食形態	例：弁当持参	
同種補助の内容	有・無	(有の場合) 名称・期間	名称： 期間：	
請求金額	小学校	4,000円×	ヶ月＝	円
	中学校	4,600円×	ヶ月＝	円

【振込先】

金融機関名		支店名	
預金種類	普通・当座	口座番号	
ゆうちょ銀行	【記号(5桁)】		【番号(8桁)】
フリガナ			
口座名義人			

同意事項

- 1 個人情報助成金の交付に関し利用されること。
- 2 助成金の交付に関し必要があるときは、申請者世帯員の世帯状況、生活保護等の受給状況及び同種補助の受給状況について、照会・調査すること。
- 3 本申請の内容に変更があった場合速やかに届け出ること。

第2号様式(第6条関係)

第 年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市学校給食等費用助成金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった戸田市学校給食等費用助成金の交付について、戸田市学校給食等費用助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 決定内容 (交付 ・ 不交付)

2 交付の内容

助成年度	年度	補助金等の名称	戸田市学校給食等費用助成金	交付番号	
児童生徒の氏名		学校名		学年	交付金額
				年	円

3 不交付の理由

第3号様式(第9条関係)

戸田市学校給食等費用助成金変更届

年 月 日

(宛先)
戸田市長

申請者(保護者)
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で決定を受けた戸田市学校給食等費用助成金の交付について、決定内容に変更があったので、戸田市学校給食等費用助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり届出します。

児童又は生徒の氏名	
変更等の内容	変更前 変更後
変更の理由	
変更の(予定) 年 月 日	

8月教育委員会関係(会議)日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	火					
2	水	特別支援教育コーディネーター研修会	コーディネーターの役割や児童生徒の観察スキル向上について学ぶ(各校発達支援巡回相談員と連携)	9:00 - 12:00	オンライン	教育政策室
		考え、議論する道徳指導法研修会	深く考える道徳授業を目指し、発問の工夫・板書の工夫・評価の仕方等を学ぶ。	13:30 - 16:30	教育センター	教育政策室
		教科指導研究会(社会)	社会科についての指導方法を学ぶ他、指導主事が教師の教科指導の悩みに答えたり、教科の魅力について参加者と語り合う。	13:30 - 16:30	オンライン	教育政策室
		戸田市就学支援委員会		13:30 - 16:30	教育センター	教育政策室
3	木	教科指導研究会(体育)	体育についての指導方法を学ぶ他、指導主事が教師の教科指導の悩みに答えたり、教科の魅力について参加者と語り合う。	9:00 - 12:00	オンライン	教育政策室
		教科指導研究会(算数・数学)	算数・数学についての指導方法を学ぶ他、指導主事が教師の教科指導の悩みに答えたり、教科の魅力について参加者と語り合う。	9:00 - 12:00	オンライン	教育政策室
		教科指導研究会(特別活動)	特別活動についての指導方法を学ぶ他、指導主事が教師の教科指導の悩みに答えたり、教科の魅力について参加者と語り合う。	13:30 - 16:30	オンライン	教育政策室
		教科指導研究会(理科)	理科についての指導方法を学ぶ他、指導主事が教師の教科指導の悩みに答えたり、教科の魅力について参加者と語り合う。	13:30 - 16:30	オンライン	教育政策室
4	金	教科指導研究会(国語)	理科についての指導方法を学ぶ他、指導主事が教師の教科指導の悩みに答えたり、教科の魅力について参加者と語り合う。	13:30 - 16:30	オンライン	教育政策室
5	土					
6	日					
7	月	中学校英語担当教員指導法研修会	理科についての指導方法を学ぶ他、指導主事が教師の教科指導の悩みに答えたり、教科の魅力について参加者と語り合う。	13:30 - 16:30	教育センター	教育政策室
8	火	ペアレントトレーニング研修会	保護者が子どもとのよりよい関わり方を学びながら、日常の子育ての困り事を解消できるよう支援するプログラムを各校で実施するためのファシリテートについて学ぶ。	9:00 - 16:30	教育センター	教育政策室
		戸田市いじめ問題調査委員会		18:30 - 19:30	教育委員室	教育政策室
9	水					
10	木					
11	金	サマーフレッシュ期間				
12	土	サマーフレッシュ期間				
13	日	サマーフレッシュ期間				
14	月	サマーフレッシュ期間				
15	火	サマーフレッシュ期間				
16	水	サマーフレッシュ期間				
17	木	第3回戸田市臨時的任用教員・任期付教員	臨時的任用教員用の資質向上を図る研修	13:30 - 16:30	オンライン	教育政策室
18	金	戸田市小・中学校初任者研修施設体験研修	新任教員としての社会性の向上や知見の拡大を図り、自己の教育実践に役立てるための研修	8:50 - 16:30	教育センター 郷土博物館	教育政策室
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水					
24	木					
25	金					
26	土	英検3級対策講座		9:00-12:00	教育センター	教育政策室
27	日					
28	月					
29	火					
30	水					
31	木					

8月教育委員会関係(行事・講座等)日程表

日	曜日	行事・講座名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	火					
2	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30-16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		夏休み子ども水彩画教室	夏休みの思い出をデッサンし、絵の具で描く	10:00-12:00	下戸田公民館	生涯学習課
3	木	夏休み子ども水彩画教室	夏休みの思い出をデッサンし、絵の具で描く	10:00-12:00	下戸田公民館	生涯学習課
		英語でポップスを歌おう	懐かしのオールディーズを中心に楽しく英語で歌う	14:00-15:30	下戸田公民館	生涯学習課
		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30-10:20 10:30-11:20 11:30-12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
4	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など	10:30-11:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
		ととけこの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み聞かせを楽しむ	11:00-11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		子ども大学とだ(2日目)	水の再生について学ぼう～荒川水循環センター見学～	10:00-12:00	美笹公民館	生涯学習課
		西会津町英語交流事業			ブリティッシュビルズ (福島県)	教育政策室
5	土	西会津町英語交流事業			ブリティッシュビルズ (福島県)	教育政策室
		夜のいきものたち	夏の夜の彩湖周辺の昆虫や植物を観察する	18:30-21:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
6	日	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	9:00-12:00	美笹公民館	生涯学習課
		パレリアターとかみとだおはなし会	上映作品「恐竜大進撃」3歳児～小学校低学年向けの絵本の読み聞かせ、おはなしなど	13:30-14:30	あいバル3階 研修室	生涯学習課
7	月					
8	火	ダンボールドームのプラネタリウム	ダンボールで作った直径3mのドームに星をうつして、星空案内人が解説する	11:00-12:00 14:00-15:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
9	水	めざせ！ 図鑑マスター	興味があるテーマを調べて図鑑を使いこなし、図鑑でスターを目指しましょう！	10:00-11:30 14:00-15:30	あいバル3階 アトリエ	生涯学習課
		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30-16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
10	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30-10:20 10:30-11:20 11:30-12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		夏休み子どもリサイクル工作教室	リサイクル材料等を活用して工作をする	10:00-12:00	下戸田公民館	生涯学習課
11	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など	10:30-11:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
12	土	子供映画会	「ダンボ」(62分)	10:30-11:45	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		IT相談(スマホ・パソコン質問コーナー)	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00-16:00	下戸田公民館	生涯学習課
		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30-16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
13	日					
14	月					
15	火					
16	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30-16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30-10:20 10:30-11:20 11:30-12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
17	木	英語でポップスを歌おう	懐かしのオールディーズを中心に楽しく英語で歌う	14:00-15:30	下戸田公民館	生涯学習課
		赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など	10:30-11:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
18	金	子ども工作講座	リサイクル材料等を活用して簡単な工作をしてみよう	10:00-12:00	新倉公民館	生涯学習課
		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30-16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
19	土	【市民大学認定講座】 星空観察会、夏の星空	自然豊かな市街地の照明の少ない彩湖自然学習センターの立地の利点を活用して星空を観察する	18:30-20:30	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
		子ども大学とだ(3日目)	ゲームをしながら「お金の役割」や「円高、円安」について学ぶ	10:00-11:50	美笹公民館	生涯学習課
20	日	かみとだこわいおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど。 怖いのが苦手な人でも楽しめます。	16:30-17:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
		かみとだこわいおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど。 大人の方でも楽しめます。	17:30-18:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00-16:00	新倉公民館	生涯学習課
21	月					
22	火	絵本の読み聞かせ	絵本の読み聞かせ、紙芝居等	10:30-11:30	下戸田公民館	生涯学習課
23	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30-16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
24	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30-10:20 10:30-11:20 11:30-12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
25	金	みんなでバルのんびろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など、後半は保護者同士の交流や、保健師への相談ができます。	10:30-11:30	あいバル3階 軽体育室	生涯学習課
26	土	おはなしの部屋	読み聞かせ、昔話などの語り	15:30-16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		子ども大学とだ(4日目)	青山学院大学(青山キャンパス)訪問	9:00-16:00	美笹公民館	生涯学習課
27	日					
28	月	修学旅行(新倉小)～29日				
29	火	修学旅行(美女木小)～30日				
30	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30-16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		修学旅行(戸南小)～31日				
31	木	修学旅行(戸一小・豊沢小・新北小)～9/1				
		英語でポップスを歌おう	懐かしのオールディーズを中心に楽しく英語で歌う	14:00-15:30	下戸田公民館	生涯学習課

教育委員提案

令和5年第7回教育委員会(定例会)

令和5年7月20日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

「学校給食無償化」についての現状と戸田市の動向について（木村委員）…………… 1 （学校給食課）	
---	--

「学校給食無償化」についての現状と 戸田市の動向について

戸田市教育委員会 学校給食課

日本の学校給食はいつから実施されているの？

日本の学校給食の発祥は、明治22年山形県鶴岡町（現鶴岡市）の私立忠愛小学校とされています。その後、都市部を中心に広まり、戦後の厳しい食糧事情を乗り越え、全国的に普及していきました。

現在は小学校でほぼ100%、中学校90%を超える学校で給食が実施されています。

戸田市の学校給食について

戸田市の学校給食は、昭和32年7月から2校の小学校で開始されました。その後、昭和45年9月から小中学校のすべてにおいて、センター方式による完全給食が実施されました。

平成17年4月から、小学校において順次、単独校調理場方式の給食が開始されたことにより、学校給食センターからの配送校は、小学校3校（戸田第一小学校を含む）、中学校6校（戸田東中学校はセンター分室）となっています。また、平成23年9月に現在の学校給食センターが完成し、同年10月から給食調理が開始されました。

平成30年度から学校給食センターでアレルギー除去食対応を実施しています。

戸田市の学校給食について

単独校調理場方式による学校給食の開始

- ▶ 平成 17 年 4 月 戸田第二小学校、芦原小学校
- ▶ 平成 18 年 4 月 美谷本小学校
- ▶ 平成 19 年 4 月 戸田第一小学校
- ▶ 平成 20 年 4 月 美女木小学校
- ▶ 平成 21 年 4 月 戸田東小学校
- ▶ 平成 22 年 4 月 笹目東小学校
- ▶ 平成 23 年 4 月 新曽北小学校
- ▶ 平成 24 年 4 月 笹目小学校
- ▶ 令和 5 年 1 月 新曽小学校

戸田第一小は令和 5 年度に限り学校給食センターからの受配

学校給食における地場産物・国産食材の使用割合 (金額ベース)

令和3年度の全国平均で、地場産物は56.0%、国産食材は89.0%となっています。

学校給食に地場産物・国産食材を活用することは、児童生徒に地域・国の産業や文化への関心をもたせるなど、教育的意義を有しています。

国においても、食育基本法や食育推進基本計画に基づき、郷土食や地場産物・国産食材の使用を推進しています。

学校給食の献立はどのように決められているの？

全国900万人以上の児童生徒が毎日食べている給食。その献立は、「学校給食摂取基準」に基づき、管理栄養士の資格を持つ栄養教諭等により考えられています。

1日の推奨量に対する給食での摂取基準（6～11歳 / 小学生）

1日の推奨量の3分の1

エネルギー	33%	カルシウム	50%	マグネシウム	33%
鉄	40%	ビタミンA	40%	ビタミンB1	40%
ビタミンB2	40%	ビタミンC	33%		

不足しがちなカルシウムなどは、学校給食で多めに摂取するよう配慮しています。

学校給食の味付けについて

学校給食のナトリウム（食塩相当量）は、1日の目標量の1/3未満を基準としています。給食を食べると薄味に感じることもありますが、それは濃い味付けに慣れてしまっているからかもしれません。給食では、「だし」を取って食材のうまみを引き出すことにより、ナトリウム（食塩相当量）を抑えるなどの工夫も行っています。

一人一回当たりの学校給食のナトリウム（食塩相当量）基準の変遷

区分	平成7年度～	平成15年度～	平成20年度～	平成30年度～	令和3年度～
小学校	4g以下	3g以下	2g未満	2g未満	1.5g未満
中学校			3g未満	2.5g未満	2.5g未満

～平成6年度は基準なし

学校給食の「安心・安全」はどのように守られているの？

学校給食には「学校給食衛生管理基準」が定められており、給食を提供するまでの過程において遵守すべき事項がいくつもあります。これらの基準をクリアした給食が、日々子供たちに提供される仕組みになっています。

「学校給食衛生管理基準」に示されている事項（一部）

- ▶ 食品は鮮度のよい衛生的なものを選定するよう配慮すること。



- ▶ 献立ごとに調理作業の手順等を示した調理作業工程表及び食品の動線を示した作業動線図を作成すること。
- ▶ 食肉類、魚介類、野菜類など、種類ごとにそれぞれの調理用器具、容器を備えること。

「学校給食衛生管理基準」に示されている事項（一部）

- ▶ 給水栓は直接手指で触れることのないよう、レバー式等であること。



- ▶ 検食は、あらかじめ責任者を定めて児童生徒の摂食開始30分前までに行うこと。



- ▶ 調理した食品は調理後2時間以内に給食できるよう努めること。

「学校給食無償化」についての現状

- ・ 調査実施 令和4年9月（埼玉県）
- ・ 調査対象 県内63市町村教育委員会（さいたま市を含む。）
- ・ 調査内容 学校給食費の減免等の実施状況について

- ▶ 就学援助及び新型コロナウイルス、物価高騰関連以外で学校給食費の減免措置等を実施しているのは24市町村であり、そのうち、無償化（全額補助）を実施しているのは5町村であった。
- ▶ 上記以外で、新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費の減免等を実施（予定も含む）しているのは50市町であった。

戸田市の動向について

多子世帯の経済的負担の軽減

▶ 第3子以降の学校給食費補助

令和元年4月～ 1 / 2補助（児童手当受給者）

令和元年度 231世帯 4,891,959円

令和2年度 280世帯 5,957,846円

令和3年度 219世帯 5,141,256円

令和4年4月～ 全額補助（所得制限撤廃）

令和4年度 303世帯 9,978,785円

▶ 第3子以降の学校給食費減免

令和5年4月～ 全額減免（保護者の納付負担を軽減）

物価高騰対策

▶ 学校給食費減免（戸田市立小中学校に通う全児童生徒の保護者）

令和5年1月～3月（3か月間） 全額減免

戸田市の動向について

物価高騰対策

▶ 学校給食費減免・戸田市学校給食等費用助成金

令和5年10月～令和6年3月（6か月間） 全額減免

食料品等の物価高騰支援として、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、戸田市の全児童生徒の保護者を対象に、令和5年10月から令和6年3月までの学校給食費の無償化を実施します。

また、学校給食費の無償化に伴い、市内在住で戸田市以外の小中学校に通学されている児童生徒の保護者やアレルギー等により学校給食の提供を受けていない児童生徒の保護者に対しては、戸田市の学校給食費相当額を助成します。

対象者 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの戸田市に住所を有している子と同一世帯の保護者の方で下記の～のいずれかに該当する方

【学校給食費無償化】

戸田市立小中学校に通う全児童生徒の保護者

【学校給食等費用助成金】

戸田市立小中学校に通う全児童生徒のうち学校給食の提供を受けていない児童生徒の保護者

戸田市外の小中学校に通う児童生徒の保護者

戸田市の動向について

物価高騰対策

学校給食費の無償及び助成金額

【学校給食費無償】

戸田市立小中学校に通う全児童生徒の保護者

令和5年10月から令和6年3月までの6カ月分の学校給食費が無料となります。（申請書の提出は必要ありません。）

【学校給食等費用助成金】

戸田市立小中学校に通う全児童生徒のうち学校給食の提供を受けていない児童生徒の保護者

戸田市外の小中学校に通う児童生徒の保護者

令和5年10月から令和6年3月までの6カ月分の戸田市学校給食費相当額を助成します。

戸田市学校給食費相当額

小学生1人あたり 月額4,000円×6カ月=24,000円

中学生1人あたり 月額4,600円×6カ月=27,600円

、 の該当者につきましては、申請書の提出が必要となります。